

審議結果と議員ごとの賛否内訳

○：賛成 ×：反対

※印について…議長は議事進行を行うため、賛否の表明はしません。ただし採決で賛否が同数となった場合は「議長裁決」という形で賛否表明をします。この一覧表内では「裁」の文字で示しています。

上程された議案	結果	掲載 回数 ページ	大 平 久 幸	佐 藤 理 美	原 口 昇	岡 本 安 明	石 井 康 二	本 間 登 志 子	坂 本 建 治	押 田 秀 夫	稲 山 良 文	松 本 勇	大 久 保 博 幸	佐 野 千 賀 子	原 口 孝	田 母 神 節 子	室 岡 重 雄	吉 田 正 美	
11月臨時会	寄居町条例の一部改正																		
	・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	可決(全賛)	P.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	・町長及び副町長の給与等に関する条例	可決(全賛)	P.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	・教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	可決(全賛)	P.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○
	・町職員の給与に関する条例	可決(賛多)	P.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	×	○	○	○
	・技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例	可決(賛多)	P.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	×	○	○	○
	寄居町条例の制定・一部改正																		
	・選挙公報発行条例の制定	可決(全賛)	P.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○
	・在宅重度心身障害者手当支給条例の一部改正	可決(賛多)	P.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	×	○	○
	平成21年度寄居町補正予算																		
・一般会計	可決(全賛)	P.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	
・国民健康保険特別会計	可決(全賛)	P.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	
・下水道事業特別会計	可決(全賛)	P.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	
・農業集落排水事業特別会計	可決(全賛)	P.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	
・水道事業会計	可決(全賛)	P.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	
12月定例会	人事																		
	・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(加藤美知子氏 ※再任)	可決(全賛)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○
	・農業委員会委員の推薦(津久井幹雄氏 ※再任)	可決(全賛)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○
	・農業委員会委員の推薦(押田秀夫氏 ※新任)	可決(賛多)	—	×	○	×	○	○	×	除	○	○	○	○	○	裁	○	×	×
	請願																		
	・所得税法第56条の廃止について	不採択(賛少)	P.4	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	※	○	○	○
	・保育所の運営について	不採択(賛少)	P.4	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	※	○	○	○
	意見書																		
	・電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書提出について	可決(賛多)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	※	○	○	○
	その他の議案																		
・埼玉県市町村総合事務組合の規約変更	可決(全賛)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	
継続審査についての賛否																			
・食糧の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求めます	継続審査(賛多)	P.5	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	※	×	×	○	
陳情が2件提出されました。																			
●寄居町公的審議会等への宅地建物取引業者の登用に関する件 ほか			【陳情者…社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉支部 支部長 内山俊夫(熊谷市新堀新田)】																
●政府および国会に「非核三原則」の法制化を求める意見書提出について			【陳情者代表…埼玉県原爆被害者協議会(しらすぎ会) 会長 肥田舜太郎(蕨市中央)】																

臨時議会、開催される

議会議員、町長等の
期末手当削減を即決

11月20日に臨時議会が招集され、諸報告に続き、5件の条例改正について審議しました。

これらの条例改正は、議会議員・町長・副町長・教育長の期末手当ならびに町職員の期末・勤勉手当の支給率を、0.35カ月分削減する等の改定を行うもので、5議案とも原案どおり**即決**しました。

田母神節子議員より、町職員の給与に関する条例ならびに技能労務職員の給与に関する条例について「2006年の行財政改革で基本給の3%がすでに削減されており、職員数も削減されている。人事院勧告が出たとはいえ、今の状況で給与を引き下げることは、住民サービスの低下につながる」との反対討論がありました。

議会のことを知ろう！
ガラス張りの議会「除斥」

地方自治法の定めにある、

議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人上に関する事件等についてはその議事に参与することができない。この規定により、その審議の間、議場を退席しなくてはならないという制度です。

このページの審議結果一覧では「除」の文字で示しています。